

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

鏡野町は岡山県の北部に位置し、北は鳥取県に、東南は津山市、西は真庭市に接しており、山陽地方と山陰地方の中間、関西圏と広島県の中間に位置し、町の中心部は中国自動車道の院庄ＩＣに近く、国道１７９号バイパスが南北に、町道沢田原線が東西に通過し、交通の動脈的役割を果たしている。

近年、人口は緩やかな減少で推移しているが、少子高齢化が進展しており、今後、人口は減少傾向で推移すると見込んでいる。

鏡野町の主な産業は、米・果樹・野菜などを中心とする農業と林業で、商工業は地場産業や誘致企業が立地・操業している。また、温泉をはじめキャンプ場・スキー場などの観光資源も豊かで、農林水産業等を連携させた他産業への波及効果を拡大させる観光戦略を推進している。

現在、鏡野町の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現場を放置していると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取組みとして企業立地業者に対して企業立地雇用促進奨励金等を講じてきたが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の１つとなり、岡山県北地域の一部として経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に１０件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

鏡野町の産業は、農林水産業、製造業、観光業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が鏡野町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産

性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

鏡野町の産業は、平野部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、鏡野町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

鏡野町の産業は、農林水産業、製造業、観光業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が鏡野町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を越えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては 先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

20250321 中国第8号
令和7年3月28日

鏡野町長 山崎 親男 殿

中国経済産業局長 實國 慎一
(公印省略)

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の同意について

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づき、令和7年3月7日付けをもって同意に係る協議のあった導入促進基本計画については、同条第3項の規定に基づき同意する。

(中小企業課主管)